

統計改革推進会議 第5回 幹事会（平成30年1月12日）
議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成30年1月12日（金）14時00分～16時00分
2. 開催場所：中央合同庁舎第4号館1208特別会議室

（議事次第）

- （1）統計改革の進捗状況
- （2）意見交換

（配布資料）

- 資料1 EBPMの推進（内閣官房行政改革推進本部事務局提出資料）
- 資料2-1 「統計改革推進会議最終取りまとめ」において求められている主な課題の検討状況（概要）（総務省提出資料）
- 資料2-2 「統計改革推進会議最終取りまとめ」において求められている主な課題の検討状況（補足資料）（総務省提出資料）
- 資料3 「統計改革推進会議最終取りまとめ」において求められている主な課題の検討状況（内閣府提出資料）
- 資料4 統計改革に関するリソース確保の状況（事務局作成資料）
-
- 参考資料1-1 EBPM推進の「次の一手」に向けたヒント集
- 参考資料1-2 統計等データの提供等の判断のためのガイドライン（骨子）
- 参考資料1-3 EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針（骨子）
- 参考資料2-1 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更に係る答申（概要）
- 参考資料2-2 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更に係る答申
- 参考資料3 統計改革推進会議の開催について（平成29年1月20日内閣総理大臣決裁）
-

(概要)

【事務局説明】

行革事務局より EBPM 推進体制の構築について説明（資料 1）。

総務省より公的統計基本計画と統計法改正について説明（資料 2）。

内閣府より GDP 統計改善の取組について説明（資料 3）。

事務局より統計改革のリソースについて説明（資料 4）。

【意見交換】

主な意見は以下の通り。

(EBPM 推進体制の構築)

- 現在行っている EBPM の取り組みは、政策についてベースになるロジックと証拠を詰める話であり、政治が決める政策決定とは別次元の話。政策が EBPM の作業から自動的に決定される訳ではない。
- 「参考資料 1-1 EBPM 推進の「次の一手」に向けたヒント集」は、あくまで個別ケースを他の府省が参考にできるように整理したものであり、何かを一般化して結論を導いたものではない。
- 実際に統計を使ってどんな仕事をすべきか、いろいろな手法や先事例を学び、今後の統計改革に何が必要か意識して共有する仕組みが大事。
- EBPM 推進について、地方自治体にもニーズがあるため、中央省庁ですでに行われている議論をフィードバックしてはどうか。

(公的統計基本計画等)

- 公的統計基本計画に関する答申については、統計改革推進会議のマンデートをしっかりと果たすことができたが、絵に描いた餅にしないためにも、関係府省は、統計委員会の下で、当事者として色々な改善に精力的に取り組んでいただきたい。また、QE の推計方法を年次推計とシームレスにしていく方向で、工夫や改善の取組を行って欲しい。
- 年次の推計値と QE の推計値では用いているデータが異なるが、QE の速報性にばかり注目がいき、QE の方にリソースが行ってしまっており、年次の推計値がゆがんでいるのではないか。QE を急ぐという発想自体を棚上げしてはどうか。日次ベースで得られるものまで含めて多様な時系列データの利用が可能になっているから、景気判断材料としてなら、他の国々のように、QE の速報値等以外の指標の活用を重視してもよいのではないか。
- GDP 統計の改善は、長い期間を要する容易ならざるプロジェクト。実施計

画を伴う報告書を一度作成すれば一段落などではありえない。実施状況の報告の提示を適宜求め、責任ある人がチェックし、軌道修正しながら進む体制を作ることが必要。

- 内閣府のデフレーターの研究については、どのようにGDP統計の改善に生かしていくかを意識して取り組んでほしい。
- 統計は元来1つのシステムだと思うが、これまでそういった発想が欠如したばらばらの体制でやってきた。また、サービス統計の整備など、コンセプト的な議論をする専門家・専門機関が日本には存在しない。アメリカではCRIWという統計以外のメンバーも含めた議論の体制があるが、日本でもそのような体制を整備すべき。
- SUT工程表は、2018年度以降のことがオープンエンドで、何も書いていない。全体を見るべき統計委員会が報告をまとめ、専門家会議を開いて意見を求めたりする。あるいは、そういうことのできる専門家を育成するということになれば、統計改革は画餅に帰すのではないか。中長期的に統計委員会に期待される役割を果たすにはどうするか、統計法改正の次のステップも考える必要。
- 統計法制の見直しを検討している今こそ、衆知を集めた統計改善の議論をする場を統計委員会につくるべき。また、統計委員会で統計の見直しを進めるのであれば、狭い意味の調査統計だけではなくEBPMで用いられる統計的手法の知識も兼ね備えた人材育成の仕組みをぜひ考えて欲しい。これらは日本の分散型の仕組みでも可能。
- 報告者負担と統計精度の貢献度のバランスをしっかりと見ていただきたい。
- (資料2-1に掲載されている)民間が保有するデータの提供等の責務に関する法改正は、慎重に進めてほしい。

(統計改革のリソース確保)

- 統計改革に関して103名という定員が確保されたというのはエポックメイキングなこと。
- 既に各府省の統計部署で活躍している熟練した人材を有効活用することが必要。現状は、統計委員会の事務局等の優秀な人材が、府省間の調整に多大な時間を割いている状況で、これは望ましくない。有為な人材が、府省間の意見集約や調整に過度に時間を取られることなく、本来の各種企画立案のための時間を割けるようにすべき。
- 新たな人材にも、やりがいを感じるクリエイティブな仕事をしてもらえるようにすべき。